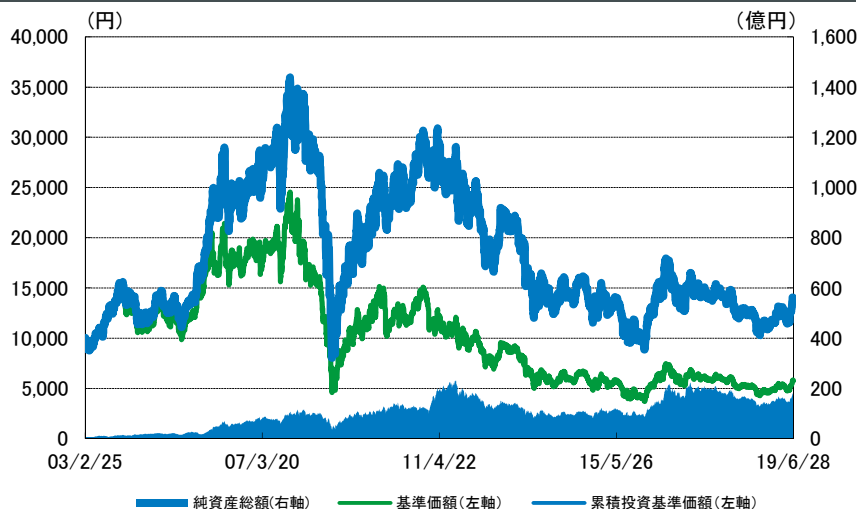


ブラックロック・ゴールド・ファンド

追加型投信／海外／株式

累積投資基準価額および純資産総額の推移



※基準価額および累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

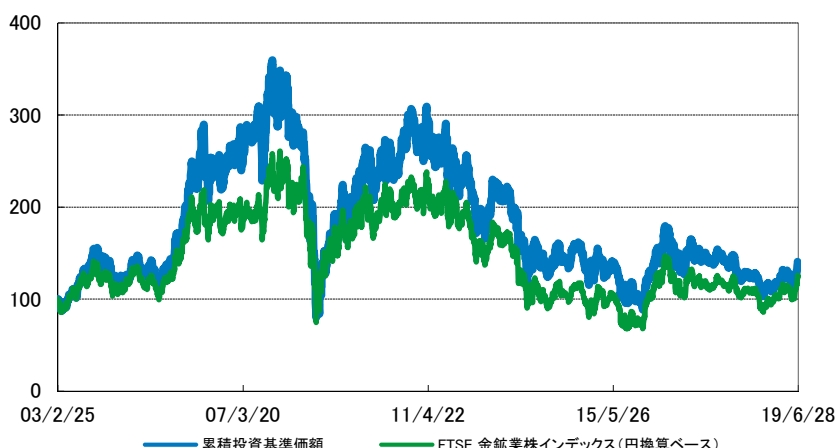
※累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
 累積投資基準価額＝前日分配金再投資後基準価額×(当日基準価額÷前日基準価額)
 (決算日の当日基準価額は税引前分配金込み)

ファンドのパフォーマンス(%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	18.23	8.85	17.12	11.31	-12.68	-8.88	38.41
参考指標	23.71	12.10	20.57	16.86	-4.06	13.56	25.14

※ファンドの騰落率は、累積投資基準価額を基に算出しています。
 ※参考指標はFTSE 金鉱業株インデックス(円換算ベース)で、FTSE 金鉱業株インデックス(米ドルベース)に為替(三菱UFJ銀行公示仲値)を乗じて計算しています。

累積投資基準価額と参考指標の比較



※グラフは設定時を100として指数化したものです。

ファンドの目的・特色

- 信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行いません。
- 南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業*1の株式(以下「金鉱株」といいます。)を中心に鉱業株式*2を主要投資対象として積極的な運用を行いません。各企業の金埋蔵量、産金コスト等を推計・分析し、割安と考えられる銘柄に厳選投資します。
 *1 金鉱企業とは、主に金の採掘や精錬などを行なう企業をいいます。
 *2 鉱業株式とは、貴金属、一般非鉄金属の採掘や精錬などを行なう企業の株式をいいます。
- 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- 株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限を、ブラックロック・グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(投資顧問会社)に委託します。

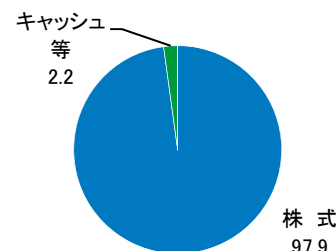
ファンドデータ

基準価額	5,759 円
純資産総額	179.66 億円
ファンド設定日	2003年2月25日

税引前分配金

分配金	累計額	13,800円
第14期	2017年1月27日	0円
第15期	2018年1月29日	0円
第16期	2019年1月28日	0円

資産構成比率(%)*



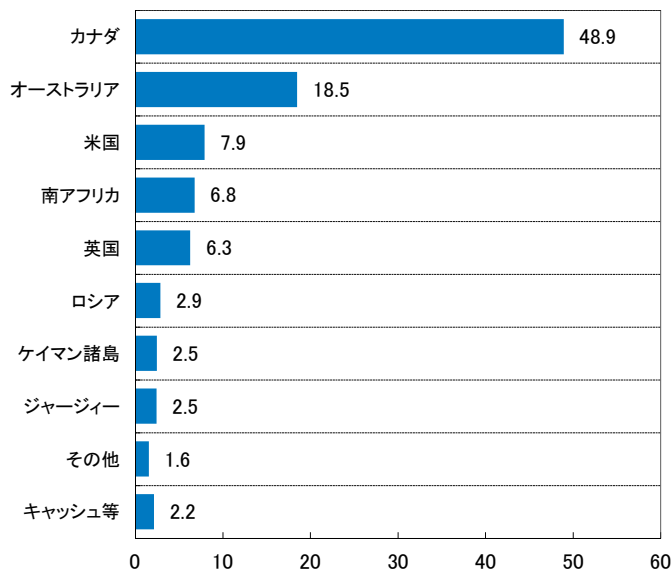
* 比率は対純資産総額。構成比率(%)の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

FTSE 金鉱業株インデックスとは

金鉱業を主な事業とする企業の株式の世界市場でのパフォーマンスを評価します。
 FTSEの指数(インデックス)は、いずれもFTSEの商標であり、そのあらゆる権利はFTSE及び/又は、その許諾者に帰属します。すべての情報は、参考のために提供されるだけです。FTSEは、FTSEの指数又はその基礎データのいかなる誤りもしくは欠落等に関して一切責任を負うものではありません。

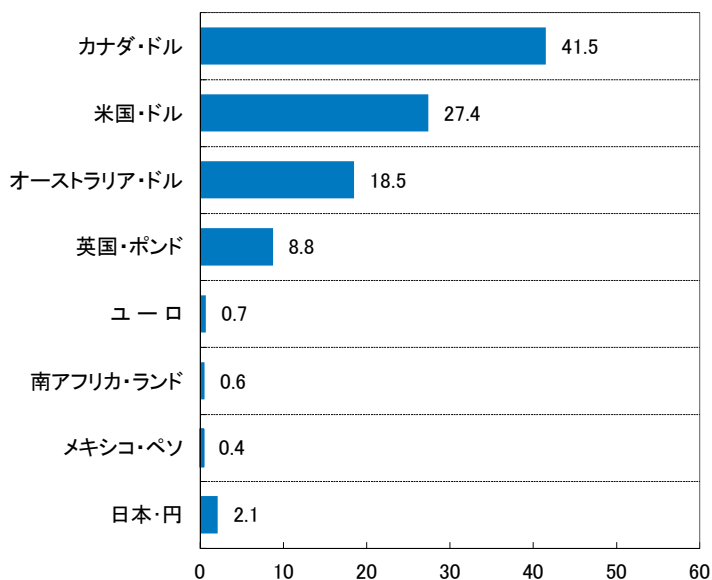
本資料は、当ファンドの理解を深めていただくための情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

国別構成比率(%)*



通貨別構成比率(%)*

※実質為替組入比率を表示しています。



※構成比率(%)の数字は四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

株式組入上位10銘柄(%)*

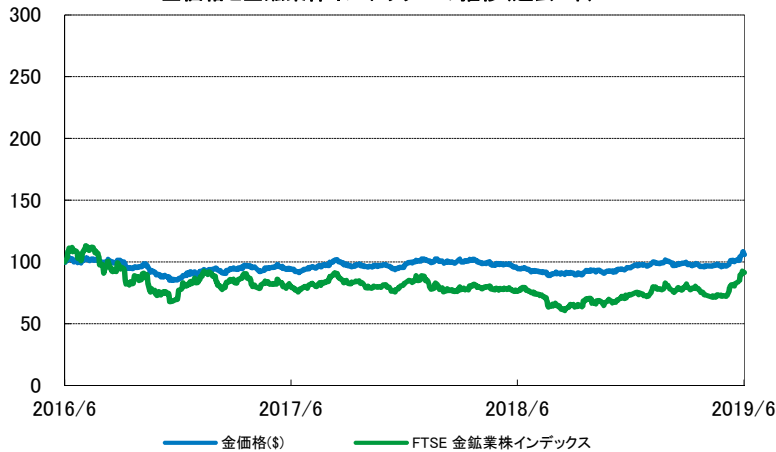
					銘柄数: 44
順位	銘柄	国名	通貨	会社概要	比率
1	バリック・ゴールド	カナダ	米・ドル	バリック・ゴールドは、カナダ、オーストラリア、米国、南米、アフリカなどで金鉱山の探査・開発などを行う。	9.2
2	ニュークレスト・マイニング	オーストラリア	オーストラリア・ドル	ニュークレスト・マイニングは、オーストラリアやインドネシアで金鉱山の探査、開発などを行う。	8.9
3	アグニコ・イーグル・マインズ	カナダ	カナダ・ドル	アグニコ・イーグル・マインズは、主にカナダ、フィンランド、メキシコなどで金などの探査、開発、生産を行う。	8.9
4	ニューモント・ゴールドコープ	アメリカ	米・ドル	ニューモント・ゴールドコープは、主に北米、中米、南米、オーストラリアなどで金などの探査、開発、生産を行う。	7.9
5	ノーザンスター・リソーシズ	オーストラリア	オーストラリア・ドル	ノーザンスター・リソーシズは、オーストラリアで金の探査、開発、生産などを行う。	4.9
6	ウィートン・プレシヤス・メタルズ	カナダ	カナダ・ドル	ウィートン・プレシヤス・メタルズは、主に鉱山会社が産出する銀・金などの貴金属の購入契約を結び、販売などを行う。	4.4
7	フランコーネバダ	カナダ	カナダ・ドル	フランコーネバダは、北米を中心に金を始めとする商品のロイヤルティの取得を行う。	4.0
8	アラモス・ゴールド	カナダ	カナダ・ドル	アラモス・ゴールドは、メキシコ、トルコ、米国で金の探査、開発などを行う。	3.6
9	フレズニーヨ	イギリス	英国・ポンド	フレズニーヨは、メキシコで主に銀や金の生産を行う。	3.6
10	B2ゴールド	カナダ	カナダ・ドル	B2ゴールドは、主にニカラグア、ナミビア、マリ、ブルキナファソ、コロンビアなどで金の探査・開発などを行う。	3.4

会社概要は、後述の運用実績コメントの補足資料として銘柄の概要を記載しているものであり、記載されている個別銘柄の推奨を目的とするものではありません。また、今後の運用成果を保証するものではありません。

* 比率は対純資産総額。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただくための情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みの際には、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

金価格と金鉱業株インデックスの推移(過去3年)



※グラフは作成日現在から3年前を100として指数化したものです。

6月27日現在

金価格： 1,402.50 米ドル

騰落率(%)	金価格	金鉱業株インデックス
1ヵ月	9.49	25.51
6ヵ月	10.61	24.16
1年	12.06	19.85
3年	6.13	-8.41

※金価格は1トロイオンス当り、ロンドン当該日におけるロンドン市場(午後)直近の価格です。

運用担当者のコメント

1. 市場環境

当月、金価格は、米国の利下げ観測が高まるなか金利を生まない金に対する需要が高まったこと、米・イラン間での軍事的緊張が高まるなか信用リスクのない「安全な資産」としての需要が高まったことなどを背景に、上昇しました。金鉱株は、金価格の上昇を受けて上昇しました。

2. 運用経過

当月、主な投資行動としては、金のロイヤルティ事業を行っている銘柄を一部売却した一方で、金価格の動きに敏感に反応する傾向があると判断したゴールド・フィールズを買い増しました。

(プラス要因)

- ・ センタミン、アラモス・ゴールドが相対的に良好なパフォーマンスとなったこと。

(マイナス要因)

- ・ 金のロイヤルティ事業を行っているフランコ・ネバダやウィートン・プレシヤス・メタルズが相対的に低調なパフォーマンスとなったこと。
- ・ 相対的に良好なパフォーマンスを見せたバリック・ゴールドの組入れを低位としていたこと。

3. 市場の見通しおよび今後の運用方針

足下、株式市場が不安定な動きを見せるなか、金や金鉱株は分散投資といった観点から有効な資産クラスであると考えています。世界経済の先行き見通しは不透明感が増してきており、政治的緊張や保護主義はしばらく続くのではないかと見ています。このような環境下において、金は信用リスクのない「安全な資産」として注目を集めています。今後1年から1年半は、金価格は概ね現在の水準の範囲で推移するのではないかと考えられます。米国の金利見通しは、ここ半年で大きく変化しました。ETFなどを通じた金に対する投資需要は引き続き底堅く、短期的に、投資需要の動向が金価格を左右する大きな要因のひとつになると考えています。長期的には、アジア地域からの需要が増し、金鉱山の新たな開発が限定的になると予想され、金の供給に影響が出るとされることなどが金価格にとって支援材料になると見ています。当ファンドでは、引き続き鉱山の質が高く、生産コストが低く、比較的良好的な財務状況を有する銘柄を中心に組入れを行なっていく方針です。また、長期的にリターンを追求する観点から、経営陣が株主の利益を優先する企業も引き続き組入れに際して重視する方針です。

※「3. 市場の見通しおよび今後の運用方針」については、本資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。また将来について保証するものではありません。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただくための情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みの際には、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号

一般社団法人投資信託協会会員/一般社団法人日本投資顧問業協会会員/日本証券業協会会員/

一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

投資信託説明書(交付目論見書)のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。

※以下の表は原則基準日時時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第62号	○			○
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第66号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	○	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第180号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○			
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第197号	○			
SMBCE日興証券株式会社 (ダイレクトコース)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第225号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第236号	○	○	○	○
UBS証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第263号	○	○	○	○
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○			
西日本シティIT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○			
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (インターネット専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○		○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○	
株式会社千葉銀行 (インターネットバンキング、テレホンバンキング および ちばぎんコンサ ルティングプラザ(千葉・柏・船橋))	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社三井住友銀行 (インターネット・モバイル専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイ ション・リミテッド *	登録金融機関 関東財務局長(登金)第105号	○		○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○	○
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社SMBCE信託銀行 ※右の他に一般社団法人投資信託協会にも加入	登録金融機関 関東財務局長(登金)第653号	○	○		○
株式会社りそな銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	○			
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第52号	○			
株式会社東邦銀行 *	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	

*印の販売会社では、新規お申込みを受け付けておりません。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただくための情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ 鉱山株・金鉱株投資のリスク

当ファンドは、鉱山株のなかでも金鉱株を主要投資対象とします。金鉱株とは鉱山株のなかでも金の採掘・精練等を行なう企業の株式であり、金価格を反映して金価格よりもダイナミックに変動する特徴があります。金鉱株の価値の決定要因は所有する金鉱山の埋蔵量、産金コスト、金価格等ですが、産金コストを一定とすると、金価格の値動きが株価に与える影響が大きくなります。また、世界の経済および市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金に変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 特定業種への投資のリスク

当ファンドは、貴金属・一般非鉄金属(銅、アルミ、ニッケル、錫、亜鉛、鉛等)の採掘・精練等を行なう企業の株式を主要投資対象とします。特定業種への集中投資を行なうため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなる場合があります。

■ 為替変動リスク

当ファンドの基準価額は、円建てで表示されます。一方、当ファンドは主として外貨建資産に投資します。当ファンドは原則として、外貨建資産に対して為替ヘッジを行ないませんので、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 中小型株式投資のリスク

当ファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

■ カントリー・リスク

当ファンドは、世界各国の株式に投資し、また、エマージング諸国の発行体が発行する株式にも投資します。主として先進国市場に投資する場合と比べてエマージング諸国への投資は、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

[収益分配金に関する留意点]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のこと、投資者毎に異なります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	一般コース:1万口以上1万口単位 累積投資コース:1万円以上1円単位 販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	一般コース:1万口以上1万口単位 累積投資コース:1口以上1口単位 販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金制限	大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付不可日	トロン証券取引所が休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金は受け付けません。 ※企業動向・市場環境等の変化により、今後購入・換金申込受付不可日に変更になる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限(設定日:2003年2月25日)
繰上償還	当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回る事となった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	1月27日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 累積投資コースを選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は、1,000億円とします。
公告	投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		(各費用の詳細)	
購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に3.24%*(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 *消費税率が10%になった場合は、3.30%となります。	購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価	
信託財産留保額	ありません。	—	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)	
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して年2.16%*(税抜2.00%)の率を乗じて得た額 ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※委託会社の報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。 *消費税率が10%になった場合は、年2.20%となります。	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	運用管理費用 の配分	(委託会社) 年1.080%* ¹ (税抜1.00%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価
		(販売会社) 年0.972%* ² (税抜0.90%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		(受託会社) 年0.108%* ³ (税抜0.10%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
* ¹ 消費税率が10%になった場合は、年1.10%となります。 * ² 消費税率が10%になった場合は、年0.99%となります。 * ³ 消費税率が10%になった場合は、年0.11%となります。			
その他の費用・手数料	目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.108%*(税抜0.10%)を上限として、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 *消費税率が10%になった場合は、年0.11%となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ●売買委託手数料：組入有価証券の売買の際に発生する手数料 ●外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 	

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。
 ※購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。